



記入例

未登記家屋補充課税台帳所有者変更申出書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

豊 田 市 長 様

提出先

471-8501
豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所
資産税課 管理担当 宛

新所有者 住 所 豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地
(権利者)

氏 名 〇 〇 〇 〇 印 印
(旧所有者との関係 買主)
(電話番号 〇〇〇〇- 〇〇 - 〇〇〇〇)

旧所有者 住 所 豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地
(義務者)

氏 名 〇 〇 〇 〇 印 印
(電話番号 〇〇〇〇- 〇〇 - 〇〇〇〇)

下記の固定資産について、地方税法第343条第2項後段の規定により、物件の所有者を翌年より変更したいので、新・旧所有者が連署（押印）し、関係書類を添えて申出します。
なお、今後万一この物件に係る紛争が生じた場合は、当方にて解決し、貴庁に対して一切ご迷惑をかけないことを誓約します。

記

- ☆ 所有者の変更理由 売買のため
- ☆ 変更原因年月日 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
- ☆ 家屋の表示（台帳の内容）

所 在 地 番	用 途 名	合計床面積㎡	市処理欄（物件番号）
記載例 西町3丁目60番地	居 宅	126.78	
〇〇町 〇丁目 〇〇番地	居 宅	123.45	

所有者変更を希望する物件
について記入してください。

※申出には《添付書類》が必要です。詳しくは、裏面をご確認ください。

※原本をご提出ください（原本証明可）。

受付	審査	入力	確認
----	----	----	----

変更理由	≪添付書類≫
相続（遺産分割協議）	・ 申出書（押印不要） ・ 遺産分割協議書（相続人全員の自署、実印が押印されているもの） ・ 相続関係説明図（作成者不問）または法定相続情報一覧図
相続（唯一の相続人）	・ 申出書（押印不要） - 下記のうちいずれか ・ 被相続人の出生～死亡までの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ・ 有資格者（司法書士等）が作った相続関係説明図 ・ 法定相続情報一覧図
遺贈（遺言）	・ 申出書（押印不要） ・ 遺言書（家庭裁判所、公証役場で検認等されたもの）
売買／贈与／代物弁済／ 交換／財産分与（調停除 く）／会社分割／譲渡 （契約書等ありの場合）	・ 申出書（契約書に押印してあるため押印不要） ・ 売買契約書、贈与証明書 など ・ 旧所有者の印鑑証明（※旧所有者が法人で、解散により印鑑証明が取得できない場合は印鑑証明不要。ただし、旧所有者の法人登記簿を提出。）
売買／贈与／代物弁済／ 交換／財産分与（調停除 く）／会社分割／譲渡 （契約書等なしの場合）	・ 申出書（新旧所有者の実印を押印。申出書を契約書とみなすため。） ・ 新旧所有者の印鑑証明（※旧所有者が法人で、解散により印鑑証明が取得できない場合は印鑑証明不要。申出書への押印も不要。ただし、旧所有者の法人登記簿を提出。）
法人合併	・ 申出書（押印不要） ・ 新所有者の法人登記簿
判決、調停等の場合	・ 申出書（押印不要） ・ 判決正本（判決の場合）、調書正本（調停等の場合）など
競売	・ 申出書（押印不要） ・ 物件明細書、現況調査報告書、評価書等の写し ・ 登記物件に関して所有権移転が分かる登記簿（※未登記家屋のみの競売の場合は、売却決定通知謄本の写し等取得事実が分かる書類）
その他 （上記以外の理由）	・ 申出書（公的に新所有者が明確になっているため押印不要） ・ 未登記物件の記載があり、公的な文書により新所有者が特定できるもの

※新所有者が豊田市外にお住まいの場合、新所有者の現住所が記載された住民票または印鑑証明書（法人の場合は法人登記簿）の添付が必要です。

※書類はいずれも**原本をご提出ください（原本証明可）**。

※窓口（豊田市役所 南庁舎3階 資産税課）または郵送でご提出ください。

支所での受付は出来かねます。

郵送の場合は、**原本返送用の封筒（レターパック等）を同封**してください。

※窓口で手続きする場合、課税明細書をご持参いただくとお手続きを円滑に進められます。

【問合せ・提出先】

豊田市役所 資産税課 管理担当

TEL（0565）34-6618

FAX（0565）31-8969

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地 （南庁舎3階）